

議案第 36 号

大崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり、大崎市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

平成 26 年 2 月 27 日

大崎市議会議長 栗 田 彰 様

提出者 議会運営委員長 佐藤 和好

大崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

大崎市議会委員会条例（平成18年大崎市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「9人」を「8人」に改め、同号ア中「会計課」の次に「，検査課」を加え、同項第2号中「9人」を「8人」に改め、同項第3号及び第4号中「8人」を「7人」に改める。

第18条第1項を次のように改める。

委員会の会議は，原則公開とする。

第22条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第24条第1項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第25条第2項及び第28条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

（適用区分）

2 第2条第2項第1号から第4号までの改正規定（「会計課」の次に「，検査課」を加える部分を除く。）は，この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から適用する。